

役員等の費用弁償及び役員報酬に関する規程

第1章 費用弁償

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 コクーン役員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償の支給及び役員等の役員報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償を支給する役員等の範囲)

第2条 費用弁償を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (ア) 理事（常勤理事を除く）
- (イ) 監事
- (ウ) 評議員
- (エ) 評議員選定委員
- (オ) 顧問
- (カ) その他理事長が費用弁償の支給を必要と認めたもの

(費用弁償)

第3条 役員等が役員会等の会議に出席した場合は、別表1に掲げる費用弁償及び交通費を支給する。

- 2 理事長が決裁し、役員等が公務のために出張した時は、費用弁償として「出張旅費規程」により支給する。
- 3 施設主催による行事出席の場合は、別表1の交通費のみの支給とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、規程の施行に関して必要な事項は理事長が定める。

第2章 役員報酬

(役員報酬の支給基準)

第4条 役員等の役員報酬は無報酬とする。

ただし、理事長、副理事長、業務執行理事の報酬は定款第24条に基づき、評議員会において別に定める別表2の総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って支給する。

(支給基準の改正)

第5条 別表2の改正は、役員員の任期満了時及び業務執行理事が職員として定年を迎えたとき改正することができる。

(支給日)

第6条 役員報酬の支給日は、毎月25日とする。

ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは、これを繰上げ支給する。

別表 1

	対 象 者	支 給 額
費用弁償	全役員等	5,000 円
交通費	桑折町在住の役員等	3,000 円
	桑折町外在住の役員等	5,000 円

別表 2 (報酬総額及び支給基準)

1. 報酬総額 7, 200, 000円

2. 支給基準

対 象 者	月額支給額	年間支給額
理事長	100,000 円	1,200,000 円
副理事長	100,000 円	1,200,000 円
業務執行理事	400,000 円	4,800,000 円
計	600,000 円	7,200,000 円

附 則

1. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、令和 2年 5月15日から施行する。